

心身障害者緊急一時保護事業の実施について

1 目的

在宅で障害者の介助を行っている家族が新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院等による隔離措置が取られた場合、残された障害者（以下、「要保護障害者」という。）の安全な生活の確保が課題となっている。

要保護障害者の食事や排せつ等の日常的な介助や、障害特性に応じた適切な支援を行い、ご家族が安心して治療に専念できるよう、要保護障害者の保護及び見守り対応を行う。

2 概要

(1) 実施方法

区内障害者施設を運営する法人と協定を締結し、要保護障害者が発生した場合には、法人が運営する施設内の短期入所を借り上げ、保護及び見守りのための居室を確保する。

また、区内生活介護事業所（3事業者）及び区立障害福祉サービス事業所（2事業者）を運営する事業者と協定を締結し、当該事業所において要保護障害者が発生した際には、日中支援のための職員派遣を依頼し、人員の確保を行う。

(2) 対象者

原則 18 歳以上の文京区在住の障害者で次の条件を満たす方

ア 同居家族が新型コロナウイルス感染症の罹患による入院等で、介助者が不在であること

イ ご自宅等で、単身で生活することが困難なこと

(3) スケジュール（予定）

令和2年 9月 関係事業者協定締結・事業周知

10月～ 事業開始

3 その他

要保護障害者は、濃厚接触者に該当する可能性が高いことから、本事業実施に当たってはPCR検査を実施し、保健所から助言を受け、動線の確保、生活空間等の区分け等、安全安心に最大限配慮する。